

平成28年度 第7回豊能町教育委員会会議（10月定例会）会議録

日 時： 平成28年10月27日（木）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	太田 佳子（教育長職務代理）
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	川村 新
	教育委員	宮崎 純光
事務局：	教育次長	板倉 忠
	教育総務課長	塩山 博之
	教育支援課長	小田 恵美子
	生涯学習課長	小嶋 均
	教育支援課子ども支援室長	川西 弥生
	教育総務課課長補佐	入江 太志
	教育総務課主査	奥 文彦

傍聴者：2名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

審議事項

- ・第 9号議案 平成28年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について
- ・第10号議案 豊能町図書館協議会委員の任命について
- ・第11号議案 豊能町文化財保護委員会委員の委嘱について

協議事項

- ・平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について

3. 各課、室の報告について

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長：本日の出席者は5名である。過半数に達しているので、ただいまから10月度の定例会を開会する。会議録署名人を太田教育長職務代理に願います。

## 2. 議 事

議 長：本日は、審議事項3件、協議事項1件を議題とする。

議 長：第9号議案は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱うので、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会として審議したいと思う。

(委員：全員異議なし)

議 長：全員異議なしと認めるので、第9号議案は、秘密会とする。

議 長：それでは、第9号議案「平成28年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」事務局より提案説明を求める。

事務局：(第9号議案について、議案書、資料に基づき説明)

(質疑応答)

議 長：質疑を終結する。提案のあった第9号議案「平成28年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。よって、第9号議案は可決された。第9号議案の審議が終了したので、秘密会を解く。

議 長：次に第10号議案「豊能町図書館協議会委員の任命について」事務局より提案説明を求める。

事務局：(第10号議案について、議案書、資料に基づき説明)

豊能町立図書館設置条例第4条の規定に基づき、任期満了に伴う図書館協議会委員の任命を行うため、教育委員会議での議決を求めるものである。

図書館協議会は図書館長の諮問機関であり、その権能は、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館運営がなされるよう、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館方針につき意見や提言を述べることである。

今回、任命を予定している委員は4名で、すべて再任である。これは、前任期中において課題とされていた図書館の指定管理の検討において浮かび上がってきた今後の図書館のあるべき運営形態について引き続き議論していただきたいためである。

任命予定日は、平成28年11月1日、任期は任命された日より2年間である。

議 長：ただ今の提案説明に対する質疑を求める。

委員：今回任命予定委員と同じ年齢層の意見は集約することができると思うが、利用者には子どもも多い。そういった子どもの意見も取り入れられるしくみになっているのか。

事務局：任命予定委員については、70歳代1名、60歳代が3名であるため、世代的に子どもの意見を集約しづらいところはある。このような世代の意見は図書館協議会以外の、通常の図書館運営の中でアンケート等の手法で集約したいと思う。

議長：質疑を終結する。提案のあった第10号議案「豊能町図書館協議会委員の任命について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。よって、第10号議案は可決された。次に第11号議案「豊能町文化財保護委員会委員の委嘱について」事務局より報告を求める。

事務局：(第11号議案について、議案書、資料に基づき説明)

豊能町文化財保護条例第10条の規定に基づき、任期満了に伴う文化財保護委員の委嘱を行うため、教育委員会会議での議決を求めるものである。

文化財保護委員は、教育委員会の諮問機関であり、文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に応え、意見を具申し、必要な調査研究を行う機関で、定員は5名である。

今回、委嘱を予定している委員は4名で、3名が再任で、もう1名が新任である。

文化財保護は教育行政の中でも専門的な知見を必要とする分野であり、新委員により文化財保護行政を推進していきたい。

委嘱予定日は、平成28年11月1日、任期は委嘱された日より2年間である。

議長：ただ今の提案説明に対する質疑を求める。

委員：保護委員会は、年間に何回開催されるのか。

事務局：概ね年2回である。指定文化財等の案件があれば回数は多くなる。

委員：保護委員会は、保護に関するだけでなく、文化財の活用や周知も委嘱内容に含まれるのか。

事務局：そのとおりである。現在は、保護だけでなく、いかに活用するかが重要である。

議長：質疑を終結する。提案のあった第11号議案「豊能町文化財保護委員会委員の委嘱について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。よって、第11号議案は可決された。次に協議事項「平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について」事務局より説明を求める。

事務局：(資料に基づき説明)

本調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証するとともに、学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、平成19年度より実施しており、今年度においても全小学6年生、全中学3年生が参加した。

調査は、教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する調査について行われた。

本件は、調査結果報告について、教育委員の意見を求めるものである。

結果概要は、教科に関する調査において、小学校の算数の活用問題で全国平均と同じ正解率、国語の活用問題では下回る結果となった一方、その他の問題については全国、大阪府平均を上回った。

今回参加した中学3年生は、3年前の小学6年生時にも参加しているが、この同一集団の平均正答率が小学校から中学校にかけて伸びている。一方、見えにくい学力と言われる思考力・判断力・表現力をどのように伸ばしていくかが課題となっている。

議長：ただ今の説明に対する質疑を求める。

委員：「課題克服のための今後の取り組み」のところの「見えにくい学力（思考力・判断力・表現力、関心・意欲）の育成」という表現が伝わりづらい。国語の下降傾向がはっきりしているので、そのあたりの課題を明確に記載しないといけないのではないかと。教員が世代交代していく中で、教員にとっても国語は難しい教科だと思うが、興味ある授業を行わないと、児童生徒の学力は向上していかないと思う。また、「小・小連携、小・中連携で豊能町の学校スタンダードの構築を図る」とあるが、もう少し具体的に明記しないとわかりづらいのではないかと。

事務局：本調査は、国語、算数・数学の2教科を対象としているため、国語のみが課題があるように映るが、どの教科においても見えにくい学力といわれる思考力、判断力、表現力については、教員も評価しにくく、結果もすぐ現れないものである。国語に特有の課題ではないのでこのような表現とした。

また、学校スタンダードの構築については、学校で同じように集団生活をする上で、学校間でばらつきの無いよう学習規律を標準化するものである。この部分については、もう少し具体的に記載する。

委員：国語の活用問題が平均を下回る結果となったことについては、教員の指導法の工夫等具体的な改善をしないと、見える学力も向上していかないと思われる。国語の読み解く力が身につかないと、他の教科の基礎にも影響する。

見えにくい学力も重要と思うが、見える学力についても課題を認識し、教員に伝えて教員自身の力も向上していかないといけないのではないか。

委員：今までの学力調査の結果でも、グラフや表を読み解く力が弱いという傾向があったが、なかなか改善されていないというのが気になる。この部分の力がつくように学校での指導をお願いする。

事務局：指導方法が過渡期にきていると感じる。アクティブラーニング\*という手法が2、3年前から出てきているが、そのような指導方法は以前から行っていたという声もある。ただ、大切なのは見た目の形態ではなく、最終的にどのような力を身に付けたいかということである。その部分が現場で充分に取り組めていないのではないか。指導方法の形だけを取り入れるのではなく、なぜ、そのような形態をとる指導なのか中身を重視して、教員の研修等を実施したいと思う。

※アクティブラーニング…教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた授業・学習法の総称

委員：本町の児童生徒数は少ないので、年により結果にばらつきがあると思うが、本調査を実施してから10年近く経過し、過去の結果も蓄積されてきている。生活習慣調査の「読書しているか」「朝食をとっているか」の回答とその年の学力結果については相関関係があると思うが、そういった分析は行わないのか。

事務局：本調査の結果は、町全体のものである。そのような相関関係の傾向は学校区単位ではばらつきがあるので報告には記載してこなかった。現在は、過去の結果も蓄積されてきているので、今後はそのような視点で傾向を記載していくことも検討する。

委員：分析結果を集計すると様々な傾向が見えてくると思う。改善されていない点についてもこのような分析結果を用いることで改善の方策が見つかるのではないか。

委員：「課題克服のための今後の取り組み」のところの「早寝・早起き・朝ごはんの啓発を継続」とあるが、どのような啓発を行ってきたのか。

事務局：大阪府の事業の標語で以前から用いてきた。これに本町独自の標語も加えて各学校で横断幕やポスターの類を配備してきたところである。また、生活指導、保健指導の際にもこういった啓発を行ってきた。

委員：睡眠教育とは。

事務局：本町ではまだ取り組んでいないが、例えば「眠育」と称して学校活動中に全員で睡眠を取り入れたり、家庭と連携して睡眠時間の指導を行うといった事例がある。

議 長：質疑を終結する。各委員の意見、特に「課題克服のための今後の取り組み」の項目については、課題の明確化、具体性の2点を再検討して報告書にまとめていただきたい。また、結果の集計についても過去の結果の蓄積を踏まえて活用願いたい。

議 長：それでは続いて、前回定例会以降の事務局各課・室について報告を求める。

事務局：○豊能地区公立小中学校教員採用選考テストの結果について  
○中学校給食来年度新1年生保護者試食会について  
○ミニスポーツ大会について  
○中学校職場体験学習について  
○保幼小中一貫教育推進会議の進捗状況について  
○来年度入所申込みの受付状況について  
○「育児の日」報告について  
○スポーツセンターシート指定管理者の選定について  
○スポーツてんこ盛り2016について  
○ダイオキシン廃棄物の保管状況について

委 員：中学校給食試食会のアンケート結果で、量に関して満足、やや満足との回答が計68%であるが、満足でない意見はどのようなものか。

事務局：中学生男子にとっては、やや物足りない量ではないかという意見があった。

委 員：保幼小中一貫教育推進会議の全体会が12月に開催されるとのことだが、その内容は教育委員会議で報告されるのか。

事務局：全体会については、推進会議の担当でない教員も参加して進捗状況を共有するのが目的である。現在、各校でキャリア教育<sup>\*</sup>の計画を立案しており、来年度の指導計画に反映する予定で、さらに次の年度で町共通の標準化された指導計画となるよう調整している。

<sup>\*</sup>キャリア教育…将来、社会的・職業的に自立できる力を育めるよう、日々の教育活動を展開すること

委 員：そもそも保幼小中一貫教育推進会議で、キャリア教育と郷土学に重点を置いているのはなぜなのか。これらは一貫教育の推進においてどう結びつくのか。例えば、小中一貫教育のカリキュラムに郷土学を盛り込むことを前提としているのか。

事務局：教育委員会事務局で小中一貫教育を推進するにつき、保幼小中がともに取り組むにあたってのたたき台、柱として挙げたのが、キャリア教育と郷土学である。

委 員：全体会ではこの2点が今後の柱になるということを、参加者に認識してもらうように

していただきたい。また、小・小連携において取り組んでいるのもこの2点か。

事務局：小・小連携については、町の教科研究会低学年部会を通じて取り組んでいるもので、この2点を柱にして取り組んではない。

委員：小中一貫教育のタイムスケジュールは長くあるようで、短い。その中で何年度までにはここまで、という具体案を組んでいかないとなかなか前に進まないと思う。新町長に対し内容を示していくうえでも、教育委員会側が具体案を持ち、教員に対しても示して、様々な意見や知恵を出し合ってもらわないといけないと思う。  
小中一貫教育に関しては、今まで大まかなところまでであったが、今後は、いつまでに何ができるかということを経済委員にも示していただき、この場で議論していければと思う。

議長：なにを、いつまでに、というスケジュールと何を柱に位置付けるか整理しながら進めていかないといけない。担当の教員間で取り組みの機運があがっているのは良いことだと思う。

議長：報告は以上である。これで本日の日程は終了した。  
次回以降の教育委員会会議の日程は11月度、11月28日（月）午前9時30分開催予定とする。

議長：これで本日の教育委員会会議を閉会する。

閉会 午前11時28分